

令和
4年度
予算分

みえライフイノベーション総合特区 「利子補給金制度」のご案内

0.7%の
利子補給
(最大)

事業者が、指定金融機関から融資を受けて、総合特区計画の推進に資する事業を実施する場合、最長5年間、最大0.7%の利子補給が受けられます。

対象事業	医療・健康・福祉分野において、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの (例：新たな研究開発・製品の製造を行うために、新たに工場等を建設あるいは既存施設を増築、改築、または必要な設備や機器を購入する)
集中受付時期	令和4年2月・4月・7月・10月・12月 (受付対象となる事業開始時期は各受付時期の翌々月1日から令和5年3月末日まで)
利用可能な金融機関	百五銀行、三十三銀行*、滋賀銀行*、商工組合中央金庫、桑名三重信用金庫*、北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫* ※(*)の金融機関にて融資を受ける場合は、金融機関が別途、当制度の指定金融機関となる申請を内閣府に同時に行う必要があります。
備考	・金利は固定金利でも変動金利でも選択可 ・融資期間は原則5年以上 ・利子補給は総合特区の計画期間内に限る(令和8年度末まで)

<活用事例>

・医薬品製造設備の導入

万協製薬株式会社(多気町)



写真提供：万協製薬株式会社

中外医薬生産株式会社(伊賀市)



写真提供：中外医薬生産株式会社

手続きの流れ

※詳細は『総合特区支援利子補給金関係手続の手引き』(内閣府地方創生推進事務局)参照

①事業者による推薦申請書の提出

- ・事業者は、指定金融機関を経由して内閣府へ推薦申請書を提出
- ・申請書には三重県が発行する確認書を添付

②利子補給契約の締結

- ・事業者は、内閣府からの推薦通知(指定金融機関経由)を受けた後、指定金融機関との間で融資に係る契約及び融資の実行を受ける
- ・指定金融機関は、融資の実行後、内閣府との間で利子補給契約を締結

③利子補給金の支給

- ・指定金融機関は年2回(8月、2月)、利子補給金の支給申請を内閣府に行う(融資の返済状況が確認できる資料を添付)
- ※新しい総合特区計画が国から認められた場合であっても、支給申請ができるのは、令和9年2月までの利子補給金になります。

融資のお問い合わせ

取引先の金融機関(上記「利用可能な金融機関」参照)

みえライフイノベーション 総合特区に関するお問い合わせ

三重県 医療保健部 薬務課 ライフイノベーション班
TEL : 059-224-2331 FAX : 059-224-2344
E-mail : yakumus@pref.mie.lg.jp

※内閣府からの推薦を受けるにあたっては審査があります。推薦を受けた場合であっても、借入額の満額が利子補給対象とならない等条件が付されることがあります。その他にも留意事項がありますので、詳しくは、上記取引先の金融機関や三重県薬務課へお問い合わせください。